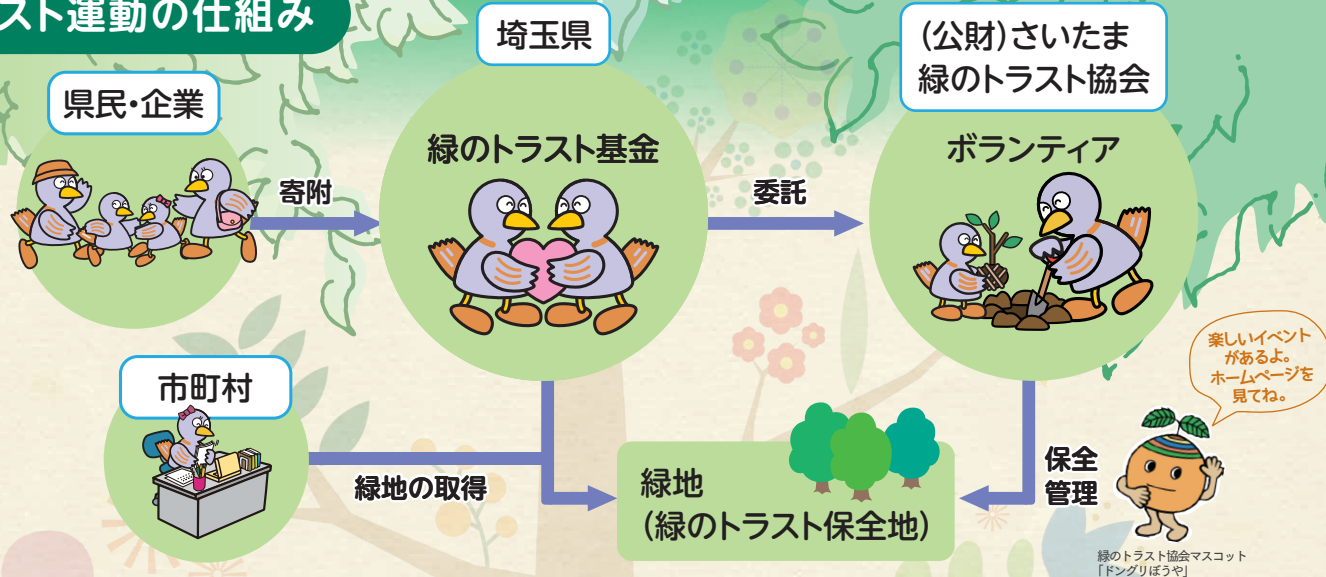


緑のトラスト運動の仕組み



「緑のトラスト運動」は、すぐれた自然や歴史的環境を企業や県民の皆様からの寄附で取得し、次代に残す運動で、県と公益財団法人さいたま緑のトラスト協会が連携して進めています。

この運動により保全管理しているトラスト地は、現在、県内で14か所、面積は約71.9ヘクタールとなっており、トラスト協会の会員やボランティアスタッフが保全活動を行っています。

トラスト運動の趣旨にご賛同いただき、ご協力をお願いいたします。

寄附方法 以下の2つの方法から選択いただけます。

(1) 寄附申込書による寄附

県内の銀行、信用金庫、信用組合、農業協同組合等(ゆうちょ銀行、郵便局を除く)金融機関の窓口で手数料なしでお振込みいただけます。

さいたま緑のトラスト協会または県みどり自然課までご連絡いただくか、下記「寄附申込書の送付依頼」に記載の上、ファックスをお送りください。申込書を郵送いたします。

(2) クレジットカード決済による寄附

インターネットサイト「Yahoo!ふるさと納税」、「ふるさとチョイス」から「さいたま緑のトラスト基金」へ寄附できます。

県が寄附を確認すると、後日、寄附証明書を郵送いたします。

税の控除

緑のトラスト募金は、埼玉県への寄附となりますので、税法上、次のような控除があります。

(1) 法人・団体の場合

寄附金額の全額を損金に算入することができます。

(2) 個人の場合

「ふるさと納税制度」が適用となり、確定申告をしていただくことにより、寄附金額から2千円を引いた額(※)が所得税と住民税から控除されます。

税法上の優遇措置については、埼玉県税務課ふるさと納税制度のホームページをご確認ください。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-furusato/z-yuuguu.html>

※住民税所得割額の20%が上限など条件があります。

感謝状

1年間(毎年4月1日から3月31日まで)にお寄せいただいた金額が、個人で10万円以上、法人・団体で50万円以上になるときは、県知事から感謝状を贈呈します。

また、法人・団体で10万円以上50万円未満になるときは、県環境部長から感謝状を贈呈します。

なお、1万円以上をご寄附いただいた方には感謝状をお送りします。



寄附申込書の送付依頼

下記に必要事項をご記入の上、送信してください。寄附申込書をお送りします。

FAXでお送りください。

学校名・団体名・お名前	(フリガナ)		
担当係等の名称		ご担当者名	
ご住所	〒		
電話番号		FAX番号	

(公財)さいたま緑のトラスト協会 FAX **048-832-0292**